## 農業委員会名簿

出欠席	役		職		氏		名	備	考
出席	会		長	平	野	英	治		
出席	副 (職	会 務代理	長 !者)	田	中	光	義		
出席	副	会	長	佐	野	哲	司		
出席	副	会	長	青	木	昌	司		
出席	委		員	横	井	清	美		
出席	委		員	Щ	田	真	弘		
出席	委		員	就鳥	野	則	美		
出席	委		員	中	野	正	広		
出席	委		員	日	榮	隆	広		
出席	委		員	加	藤	丈	晴		
出席	委		員	鈴	木	裕	美		
出席	委		員	加	賀		保		
出席	委		員	沖		曲	雄		
出席	委		員	浅	井	佐智	冒子		
出席	委		員	大	橋		之		

## 事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長(事務局長)	清水直樹
課長補佐(事務担当)	伊藤光
主 査(事務担当)	藤田佳久
主 事(事務担当)	平 松 美 有
主 事(事務担当)	植松佑太

# 進行要領

発言者	内
九日日	1. 開催日時 令和5年8月21日(月)
	午前9時00分から午前9時41分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 会議室2-1・2-2
	3. 出席委員(15人)別紙のとおり
	4. 欠席委員( 0人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
	第3項の規定による当委員会への意見聴取について
	日程第 5 決定第 6 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について
	日程第 6 決定第 7 号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の 指名について
	日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出
	3. 現況証明願 日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知
	6. 農業委員会事務局職員 ( 5人) 別紙のとおり
	7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 平松 美有 植松 佑太 である。
	8. 会議の概要
	開会(午前9時00分)
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和5年8月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんにお願いします。

事務局長 会長さん宜しくお願いします。 会長 《会長あいさつ》 会長 それでは、本日の出席者数は ので、只今より8月定例農業委員

それでは、本日の出席者数は(15名中15名)で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 3 番 鷲野 則美 (ワシノ ノリミ)委員 議席番号 4 番 中野 正広 (ナカノ マサヒロ) 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らさせていただきます。

議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請 ・・・・・・・3件
議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・8件
議案第16号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の
	規定による当委員会への意見聴取について ・・・・・6件
決定第 6 号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について ・・・・・・・8件
決定第 7 号	農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の
	指名について・・・・・・・・・・・・・1件
専 決 報 告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・5件
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・3件
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・2件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・7件

会長

それでは、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請3件について審議 をお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地を農地のまま売り買いするときや、農地を貸し借りするときは、農地法に 基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

農地法では、資産保有を目的とした農地の取得など、望ましくない権利移動を禁

止し効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得できるように、許可制度を設けています。農地を買ったり、借りたりするには一定の要件が定められています。主な要件として、経営するすべての農地を効率的に耕作していること、権利を取得する者の世帯が、農作業に常時従事(年間150日以上)していること、農地の集団化や農作業の効率化の取り組みに対し協力的であること、などです。

《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、3 件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

申請番号 1.3 番は有償での所有権移転、2 番は無償での所有権移転でということでよろしいか。

事務局

その通りでございます。

会長

只今、事務局より議案第14号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

それでは、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします

事務局

農地の転用には2通りあります。農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、農地の権利移動を伴う転用が農地法第5条です。農地を転用する場合は、農業委員会を経由して、愛知県知事の許可を受ける必要があります。農業委員会は、許可申請書を受理したのち農業委員会で審議し、許可相当・不許可相当などの意見を決定し、愛知県知事に進達する必要があります。農地を転用するには一定の要件が定められています。主な要件として、立地基準、農地を営農条件および市街地化の状況から見て、5種類に区分し農業生産への影響の少ない農地へ転用を誘導します。次に一般基準、許可申請の内容について、申請目的の確実性や周辺農地に対する被害の防除措置について、適切であるかを判断します。

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は名古屋市で衣類等の製造販売業並びに輸入業を営んでおります。現在、親会社は集約されていない外部の倉庫を利用し商品等の保管管理を行っているため、トラックが持ち回って運送するなど、大変非効率な状況です。そこで、親会社から子会社に商品の保管管理を寄託・集約し、新たな倉庫建設を計画することで、業務の効率化を図ろうと考えました。また、同時に配送時の効率化も図れると考えました。申請地であれば、弥富 IC からも近く利便性が高いことに加え、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、倉庫兼駐車場を設置する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、東名阪自動車道の蟹江 IC から弥富 IC 間の下り線床版取替工事を請け負う共同企業体の代表者です。同工事には資材置場の確保は必須であり、現在一時転用して 21,847 ㎡の土地を現場事務所および資材置場として利用をしているものですが、事業が進捗するにつれて手狭となってきたため、隣接または近接地で場所を探しておりました。申請地であれば 3 か所ともすぐ前を通る東名阪自動車道に資材の搬入も容易で作業効率向上のために最適な位置であると考えております。今般の申請にて申請地を借り受け、資材置場として一時的に利用する計画です。なお、事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、令和4年に設立された法人で、鰯江町にて大型トラック等の自動車整備業を主とした事業を営んでおります。現在、入庫した車両を置いておく駐車場がほとんどなく、駐車スペースを確保するために資材を移動しており、非常に効率が悪く、狭い場所での移動作業は不測の事態も憂慮される状況となっております。また、従業員、社用車を資材置場に置いているため、資材置場が手狭になっていることもあり、資材置場を有効に活用するために、駐車場の確保する必要があります。以上の理由により、いろいろと適地を探したところ、申請地が見つかりました。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦2人で生活しております。現在の住居では大変手狭になってきました。そこで夫婦で話し合いマイホームの建築を決断しました。申請者夫婦には自己所有地はなく、いろいろと土地を探しましたが、なかなか適当な土地が見つかりませんでした。家族に相談したところ、父方の祖父の土地に建築してはどうかと提案があり、祖父も快諾してくれました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は令和3年に婚姻をし、現在は津島市にある夫の両親の家にて5人で生活しております。現状でも充分ではないスペースに、近々、夫の姉が同居者として増えることとなり、更に手狭になる事が考えられます。今後、子供ができ、さらに家族が増えることを考え新居を構えることを計画しました。しかし、所有している土地もない中、候補地選びに苦慮していたところ、父が所有す

る農地を候補地として提案してくれました。候補地は実家からも近く、愛着のある地域であり、他の農地への影響も少ないことから、最適地として申出地に選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は一宮市のアパートにて夫婦で暮らしています。しかし、現 在の居所では将来家族が増えた際に手狭になる事が懸念されるため、将来を見据 え住宅の建設を計画しました。当初は、実家に近い不動産を探していましたが、 なかなか希望に合うものがない中、家族に相談したところ祖母が所有する申請地 を勧められました。申請地であれば高齢の祖父母の面倒を見る際にも最適である 事に加え、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今 般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申出者は昭和29年に真宗大谷派の宗教法人として設立されました。当寺院の檀家は約100戸、墓地は20区画を有しています。永代経供養、報恩講などの際は近隣のみならず遠方からの参拝者も数多くあります。ただし、当寺院敷地内の駐車場は6台分しかなく駐車スペースが不足しており、大変苦慮しておりました。そんなとき、現状を見かねた檀家の一人である土地所有者の方から申出地の寄付の申出がありました。申請地であれば寺院の門からも近く、駐車場を設置するのに十分なスペースであり、他の農地への影響も少ないことから最適地として選定いたしました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦2人と子ども2人の4人で生活しております。現在の住居では大変手狭になってきました。そこで今のうちに生活基盤を整えたいという思いを夫婦で話し合い、住宅建築の計画を立てることとなりました。申請者夫婦には自己所有地はなく、土地探しから始めましたが、なかなか希望に見合った土地は見つかりませんでした。実家の両親に相談したところ、父が所有する土地に建築してはどうかという話になり、申請地での建築の内諾を得ることができました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

以上、8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

今回の案件の中で市の周知条例の対象となっているものはありますでしょうか。

事務局

申請番号3番については対象の案件になります。原則、周知条例後に農地転用の申請をする流れになっていますが、まだこの案件は終わっていないとのことなので県へ進達する際には周知条例が済んでいないため許可を待ってもらうよう伝えます。

会長

只今、事務局より議案第15号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

浅井委員

申請番号3番についてです。既存敷地は近くにあるということでしょうか。

事務局

申請地の西側の道路を挟んだ角の土地が既存敷地になります。

会長

そのほか、宜しいでしょうか。

(発言なし)

それでは議案第15号農地法第5条の規定による許可申請8件について 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について6件についての説明をお願いします。

事務局

この農用地利用集積等促進計画は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法、第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には農業委員会の意見を聴くものとされています。

《事務局説明》(1番から6番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所 氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明)

以上、6件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第16号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の 規定による当委員会への意見聴取について6件について賛成の方は挙手をお願い します。

(全員举手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。

続きまして、決定第6号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

#### 事務局

改正前の農業経営基盤強化促進法(基盤法)では、市が農地の権利移動について一括して農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経た上で公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みです。令和5年4月1日に改正法が施行されたことによって、地権者から耕作者又は農地中間管理機構へ利用権設定する農用地利用集積計画、中間管理機構から耕作者へ利用権を転貸する農用地利用配分計画が廃止され、その二つが農用地利用集積等促進計画に統合一本化されました。ただし、改正法附則第5条により、地域計画を公表するまでの2年間は経過措置として、一括方式の農用地利用集積計画に限り利用権の設定が可能となります。利用集積計画の内容が市町村基本構想に適合すること。農地の貸し手と借り手など、関係権利者すべての同意を得ていること。などの利用権設定等の要件を満たしているかを審査し、計画を作成しております。《事務局説明》(1番から8番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。

議案番号1番から8番、全体筆数は23筆、面積は20148㎡です。1番から7番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、7名の方々が借り受けております。8番は相対の利用権で1名の方が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稲、レンコン、いちご、蔬菜です。愛知県知事同意は令和5年8月3日、愛知県農業振興基金同意は令和5年8月7日、公告年月日は令和5年8月31日、契約開始年月日は令和5年9月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。

以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。

なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の 各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より決定第6号について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

それでは、決定第6号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

会長

続きまして、決定第7号農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(あっせん事業についての説明及びあっせん委員2名の事務局(案)を報告)農地の集団化その他農地保有の合理化を図るため、農業委員会法第6条第2項及び農業振興地域の整備に関する法律第18条に基づき、農業委員会が農地の出し手及び受け手のあっせん申し出を受け、各農業委員会で定める「農地移動適正化あっせん基準」の要件を満たした受け手等へあっせんを行う事業です。農業委員会はあっせん候補者名簿に掲載された担い手に見込みがあるかを確認し、見込みがある場合にあっせん会を開催します。あっせん委員の農業委員さんにはあっせん会に立ち会っていただきます。その会で個人間の交渉がまとまれば、あっせん成立となります。

今回あっせん希望があった農地は別紙にありますとおり、7月の農業委員会に てあげさせていただいておりますが、あっせん委員2名について、佐織地区の新 しい農業委員さんにお願いするものです。

### (事務局 案)

「11番=沖 委員、12番=青木 委員」

以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より決定第7号農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について、事務局「案」ではございますが、報告がありました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

会長

それでは、事務局案のとおり、「11番=沖 委員、12番=青木 委員」の2名を「あっせん委員」に指名させていただきますのでよろしくお願いします。

会長

続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

農地を取得するには、通常、農地法第3条の規定による許可申請が必要となります。しかし、農地所有者が死亡した場合、すみやかに農地を管理する者を決める必要があります。また、農地所有者の死亡による相続は権利の設定や移転ではないため、許可申請は必要ありませんが、一定期間内に農業委員会へ届け出る義務があります。

《事務局説明》(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、5件の届出を受理しました。

農地を住宅や駐車場等に転用しようとする者は、農業委員会を経由して、愛知 県知事の許可を受ける必要があります。

しかし、都市計画の中で農地の保全よりも市街化が優先される区域があり、この 区域のことを「市街化区域」といいます。

市街化区域内の農地の転用は、愛知県知事の許可を受ける必要はなく、農業委員会に届け出ることで農地転用ができるようになります。(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、3件の届出を受理しました。

現況証明は、登記簿の地目が田・畑で、その土地の現況が農地以外になってしまっており、今後も農地として利用される見込みのないことを証明するものです。証明できる基準は20年以上農地以外のものとして利用されており、建築物が建っているなど客観的に証明できる必要があります。この証明を持って、法務局で登記簿の地目変更を行うことができます。農業委員会の事務局職員が現地確認等を行って証明を行います。(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、2件の届出を受理しました。

会長

只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。

会長

続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

農地の賃貸借につき所有者と貸借人が合意解約をした場合は、農業委員会に通知しなければならないこととなっております。《事務局説明》(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、7件の合意解約を受付いたしました。

会長	只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何か
	ご質問ございますか。
	(発言なし)
会長	宜しいでしょうか。
	それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。
	これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。
	(終了 午前9時41分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和5年8月21日

会 長 平野英治

議事録署名者

議席番号3番委員 鷲野則美

議事録署名者

議席番号4番委員 中野正広